

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ウィザーズ弁護士法人・ウィザーズ外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 大森 吉之
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号虎ノ門琴平タワー12階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成31年3月13日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社東芝
証券コード	6502
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、名古屋

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(海外リミテッド・パートナーシップ)
氏名又は名称	キング・ストリート・キャピタル・マネージメント・エルピー (King Street Capital Management, L.P.)
住所又は本店所在地	米国、ニューヨーク州、ニューヨーク市、東55番街65、30階 (65 East 55th Street, 30th Floor, New York, NY 10022-3219 United States)
事務上の連絡先及び担当者名	ウィザーズ弁護士法人・ウィザーズ外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 大森 吉之
電話番号	03 (3500) 3750

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年3月8日
訂正箇所	保有目的の訂正

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(2)【保有目的】

純投資(提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する)及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。なお、平成30年10月3日付で自社株買いの迅速な実施及び増額等に関して重要提案行為を行っております。更に、平成31年3月12日付で社外取締役の選任等に関して重要提案行為を行っております。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(2)【保有目的】

純投資(提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する)及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。なお、平成30年10月3日付で自社株買いの迅速な実施及び増額等に関して重要提案行為を行っております。更に、平成31年3月12日付で社外取締役の選任等に関して重要提案行為を行います。